

令和7年度 第1回 八尾市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和8年3月27日（金） 開会：14:00 閉会：15:10

場 所：八尾市役所西館 401 会議室

出席者：委 員 （学識委員）石村委員、吉川委員、花田委員
（民間諸団体の代表者）岡田委員、森川委員、高田委員
（公募市民委員）伊藤委員、安木委員、那智委員

事 務 局 （八尾市）大松市長、魚住環境部次長、主井循環型社会推進課長、
安藝循環型社会推進課一般廃棄物指導室長、戸取循環型社会推進課長補佐

欠 席 者：（民間諸団体の代表者）菅委員 （公募市民委員）島委員

議 題：八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の進捗状況について

配布資料：・令和7年度第1回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
・八尾市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
（裏面に座席表を記載）
・令和7年度第1回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料一式

議事に入る前に、第8期八尾市廃棄物減量等推進委員委嘱式を行い、11名の委員を委嘱するとともに、審議会会長に学識委員の石村委員、副会長に学識委員の吉川委員を委員の互選により選任し、承認された。

※事務局より、出席委員及び八尾市職員の紹介後、委員の過半数の出席により審議会が成立していること、審議会の公開、会議資料及び会議議事概要等の公開を後日行うことを報告。

（議事概要）

1. はじめに

事務局より、資料「令和7年度八尾市廃棄物減量等推進審議会資料」1～5ページをもとに、以下の点について説明。

- ◆廃棄物の区分について
- ◆八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について
- ◆ごみ処理について

2. 報告事項

事務局より、資料「令和7年度八尾市廃棄物減量等推進審議会資料」6～12ページをもとに、以下の点について説明。

- ◆令和6年度のごみ処理量について
- ◆ごみ減量施策の取り組みについて

3. 検討事項

事務局より、資料「令和7年度八尾市廃棄物減量等推進審議会資料」13ページをもとに、以下の点について説明。

- ◆今後のごみ減量施策について

【質疑等】

Q：八尾市の一般廃棄物最終処理場の数と残余容量の状況について説明願う【市民委員】

A：八尾市の最終処分場は1か所である。ここでは埋め立てごみ等を処理しており、何年持つというデータは持ち合わせていないが、すぐに使えなくなるということはない。しかしながら、埋立処分場を新たに作ることは費用面等の問題もあり困難なため、市民には適正に分別していただきながら、できる限り延命を図っていきたい。

また、先の資料での説明のとおり、焼却後の焼却残渣は八尾市の処分場ではなく、フェニックスで埋め立て処理をしている。

Q：一般廃棄物処理実施計画の策定期間と、計画を実行するのに必要な予算策定について説明願う。

【学識委員】

A：一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末に翌年度のごみの排出量、施設への搬入量、収集運搬等について計画し、告示している。予算の策定については、この計画ではなく、毎年夏頃に策定する、総合計画における実施計画に基づき策定している。

Q：一般廃棄物処理基本計画の基本方針に「パートナーシップの構築」とあるが、何か会議体等を持っているのか【学識委員】

A：会議体はもっていないが、法律及び条例に基づき、地域におけるごみの減量・リサイクルを推進するリーダーとしてごみ減量推進員を地域ごとに選任していただいております。市民のみなさまと共に減量の取り組みを進めるということを想定している。

（意見）【学識委員】

「3R」の考え方に基いて市民、事業者、行政が協働して取り組むことが凄く大切だと考えプラットフォームみたいなものがあればと思い質問したが、ごみ減量推進員の方に活躍していただき周知啓発していただければそれが良いと感じた。

Q：資料6ページのフローにおいて、事業系ごみの内訳が官公庁・許可業者となっているが、官公庁はどのようなごみを示しているのか【学識委員】

A：八尾市から持ち込んでいるごみのことである。

Q：資料7ページのごみ量の推移についてであるが、平成30年度と令和元年度に少し増加しているが、何か要因はあるのか【学識委員】

A：要因について明確な分析はできていないが、平成28年度に行った指定袋の見直しに伴い一旦大きく減少したその反動で、多少増加した面はあると考えている。

Q：資料10ページの組成分析調査の結果において減量可能物が約30%という説明があったが、ここには食品ロスは含まれていないのか【学識委員】

A：含んでいない。食品ロスは約14.5%あり、合わせると可燃ごみの半分近くは減量可能ということになるので、少しでもこの割合を減らしていきたいと考えている。

（意見）【学識委員】

組成分析の説明において分かり辛い表現が見られた。市民向けに周知啓発する際には分かりやすい表現にする方が、より市民には響くと考えているので願います。

Q：八尾市の食品ロス削減推進計画は食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条に基づき策定されたものか。また計画の概要、期間等について説明してほしい。【学識委員】

A：ご指摘のとおり法に基づく計画であり、昨年度、一般廃棄物処理基本計画に包含する形で策定した。基本計画の目標を達成するため、食品ロスの削減方針・施策等について体系づけて取り纏めたものである。昨年度策定したため、啓発等についてはまだ不十分だが、フードドライブの促進を始めとした家庭向けと、食品を扱う事業者に向けたリサイクルを中心としたごみ削減の取り組みへの働きかけの 2 つを大きな柱に進めていきたいと考えている。計画期間は一般廃棄物処理基本計画と同じ令和 10 年度までの計画である。

（意見）【学識委員】

組成分析の結果を見ても食品ロスは可燃ごみの大きな割合を占めている。次期計画の策定の際にも削減に向けて十分に検討していただきたい。

Q：指定袋制度の検証とあるが、有料化しようという意図はあるのか。町会に入っていない人への配り方はどうなっているのか。【団体代表者委員】

A：有料化するののかということについて現段階ではお答えできる状況ではないが、議論は丁寧に行なわなければならないと考えている。袋の配り方についての質問もあったが、町会未加入者には開庁時間に出張所等に取りに行っていたらかなければならないなど、市民にご協力いただいている面もあるので、配布の仕方やごみの減量の状況などを含めて総合的に検討していきたい。

（意見）【団体代表者委員】

ごみ袋の配布はこれまで町会配布を中心に考えられてきたことから町会のあり方とも関りがある。また、八尾市には指定袋があるが、他市にはないことから生じている問題もあるため、分別方法や排出方法等は転入者等も含め、しっかり啓発してほしい。

4. その他

事務局より、事務連絡

※審議会の閉会前に、環境部次長より挨拶。

（閉会）